

全ての子どもの健やかな育ちを保障する諸施策の充実を求める意見書

少子長寿化が進展する中、国と地方自治体が連携・協力し合って、「少子化問題」に真正面から取り組み、若い世代が安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会を構築することが喫緊の課題である。

地方自治体議会並びに地方自治体行政は、子どもたちに一番近いところで、子どもたちの視点に立ち、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に基づき、全ての子どもの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援・自立策を創意工夫し、その実現に邁進している。

よって、本市議会は、政府に対し、子どもたちのための子ども・子育て支援・自立施策の充実強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、根幹となる全国共通の基盤を整備するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう、下記の事項について強く求める。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化等の具体化に向け、国は、地方自治体との十分な協議を行い、必要な財源の確保を国の責任において行い、地方自治体の負担を避けること。
- 2 待機児童の解消に向けて、保育人材の確保に係る支援や保育士のさらなる処遇改善を図ること。あわせて、保育施設等の整備・更新事業等に必要な財政措置を講じること。
- 3 ひとり親家庭や多子世帯への支援策の強化、給付型奨学金の拡充等による教育費負担の軽減、進学支援の拡充等、子どもの貧困対策及び自立支援をさらに強化し、国において必要な財政措置を講じること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月21日

三鷹市議会議長 宋 戸 治 重